

解答用紙

2024年10月2日

科目	年金法令・制度運営				受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会				
問題 1										
設問 1	A	(ニ)	B	(セ)	C	(ク)	D	(ソ)		
	E	(ヒ)	F	(ネ)	G	(ア)	H	(ノ)		
設問 2	A	(イ)	B	(ス)	C	(サ)	D	(カ)		
	E	(ツ)	F	(ニ)	G	(フ)				
設問 3	A	(マ)	B	(テ)	C	(ハ)	D	(ト)		
	E	(ノ)	F	(フ)	G	(ツ)	H	(ナ)		
設問 4	A	(ウ)	B	(コ)	C	(シ)	D	(チ)		
	E	(ヌ)	F	(ハ)	G	(ホ)				
設問 5	A	(ウ)	B	(ア)	C	(イ)	D	(ウ)		
	E	(ソ)	F	(イ)						
設問 6	A	(ア)	B	(ク)	C	(ケ)	D	(セ)		
	E	(チ)	F	(ネ)						
設問 7	A	(カ)	B	(エ)	C	(チ)	D	(テ)		
	E	(ハ)	F	(コ)						
設問 8	A	(ウ)	B	(カ)						

解答用紙

2024年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題 2			
設問 1	A	下回る	
	B	個々人の拠出限度額	
設問 2	定額と給与に一定の率を乗ずる方法により算定した額の合計額により算定する方法		
設問 3	給与や賞与が減額されることで、社会保険・雇用保険等の保険料負担が軽減される		
	可能性があることだけでなく、厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額や雇用保		
	険の基礎手当日額等が引下げられること等により、これらを用いて算定される社会		
	保険・雇用保険等の給付が減額する可能性があることを説明する必要がある。		

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題3 (1枚目)

設問1	基本月額（加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額）と総報酬月額相当額
	（その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12）の合計額が50
	万円を超える場合に調整が適用される。
	調整後の年金支給月額＝基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－50万円）÷2

設問2	「短時間労働者」とは、以下の要件を全て満たす者である。
	①週の所定労働時間が20時間以上
	②所定内賃金が月額8.8万円以上
	③2ヶ月を超える雇用の見込みがある
	④学生ではない
	現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で働く短時間労働者は厚生年金保険の適用対象となっているが、令和6年10月からは、51人以上の企業等で働く短時間労働者も適用対象となる。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題3 (2枚目)

設問3	<p>毎月の給与にかかる社会保険料については、育休開始日が属する月から、終了日の翌日が属する月の前月までの保険料に加え、育休開始日の属する月内に14日以上の子供休業を取得した場合も当該月の社会保険料が免除される。</p>
	<p>また、賞与にかかる社会保険料については、賞与を受け取った月の末日を含む、連続した1ヶ月を超える子供休業を取得した場合に限り社会保険料が免除される。</p>

設問4	<p>①年収130万円の壁</p> <p>概要：年収130万円を超えると社会保険の被扶養者（第3号被保険者）から外れることとなる判定基準の算定対象となる給与：前年度の所得証明書に基づき賞与等を含めた全収入ベースで判定される</p>
	<p>②年収106万円の壁</p> <p>概要：月収8.8万（≒年収106万円）未満の場合、被用者年金の対象要件の適用外となる判定基準の算定対象となる給与：基本給及び諸手当（地域手当等）を基に判定し、それ以外の通勤手当、賞与等は含まない</p>

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 4

設問 1	A	標準掛金額の予想額の現価
	B	給付に要する費用の通常の見積りに基づく予想額の現価
	C	給付の設計を変更するとき
	D	計画的に掛金を拠出することが適当である額

設問 2	<p>・ 予定新規加入者給与総額は、予定新規加入者数と同様に、定常状態における加入者の給与総額が将来見込まれる給与総額と一致するなど合理的な方法により見込むことが考えられる。</p>
	<p>・ 財政の健全性に配慮の上で、予定新規加入者の平均給与額を過去の実績の単純平均、又は昇給指数(予想昇給率)の算定の基礎とした補正給与として見込む方法を用いることも考えられる。</p>

設問 3	<p>○前事業年度の末日における積立金の額が責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。</p>
	<p>○上記繰入れは、繰入れを行わなければ基金の事業の実施に支障を来す場合その他やむを得ない場合に限り行うものとする。</p>

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (1枚目)

設問1	DCへの移換相当額
	$60,000\text{百万円} \times 60\% = 36,000\text{百万円}$
	年金資産のうち、DCへの移換相当分
	$50,000\text{百万円} \times 36,000\text{百万円} / 60,000\text{百万円} = 30,000\text{百万円}$
	一括拠出額
	$36,000\text{百万円} - 30,000\text{百万円} = 6,000\text{百万円}$

設問2	DC移行に伴い減少する退職給付債務
	$75,000\text{百万円} \times 60\% = 45,000\text{百万円}$
	減少する未認識数理計算上の差異
	$6,000\text{百万円} \times 60\% = 3,600\text{百万円}$
	DC移換相当額
	36,000百万円
	以上より、特別損益は次の通り
	$45,000\text{百万円} - 36,000\text{百万円} - 3,600\text{百万円} = 5,400\text{百万円}$
	よって、5,400百万円の特別利益

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5（2枚目）

設問3	次の内容が簡潔に記載されていれば良い。
	最低積立基準額の算定に用いる予定利率として、確定給付企業年金法施行規則
	第55条第1項第1号に規定する予定利率（平成14年厚生労働省告示第59号）に
	基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、他制度へ
	移換するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。

設問4	2024年12月以降に企業年金を実施している場合の確定拠出年金（個人型）の
	拠出限度額（月額）は、55,000円から他制度掛金相当額や確定拠出年金（企業型）
	の掛金を控除した額となる。（上限：20,000円（月額））
	A社は、確定拠出年金（企業型）を実施していないため、確定拠出年金（個人型）
	の拠出限度額（月額）は次の通りとなる。
	55,000円 - 28,000円 = 27,000円
	ただし、当該額は確定拠出年金（個人型）の上限額を超えているため、
	拠出限度額（月額）は、20,000円となる。

解答用紙

2024年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題 6			
設問 1	① 半年	② 30%	
設問 2	契約内容等により事業主が追加拠出を行う必要がほとんどないと認められた場合		
設問 3	① (一般) 生命保険料	② 小規模企業共済等掛金	
設問 4	① 12	② 5	
	③ 7	④ 1.173	
設問 5	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 1,150\text{万円}$		

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (1枚目)

(1)にて、継続基準上の基礎率とその実績との乖離が過度に生じることを想定した場合に財政の健全性を損なわないために現行財政運営基準の枠組みで対応可能な方法を列挙し、(2)にて、現行の財政運営基準の枠組みのままで良いと考えるか、一部改正するのが望ましいか、年金数理人としての所見を述べる問題である。

(1)の解答にあたっては、現行の財政運営基準にて対応可能な方法として考えられうるものが列挙されていればよい。

(2)の解答にあたっては、現行の財政運営基準の枠組みのままで良いと考えるか、一部改正するのが望ましいか、いずれの立場に立つにしても、(1)を踏まえた上で、自分なりに論点を整理した所見が記載されていればよい。

以下、(1)(2)の解答の論点例を挙げる。他の論点・観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与えている。

なお、(2)の所見の答案では、現行の枠組みのままで良いとする解答が比較的多かったが、現行の枠組みに必ずしも課題が無いわけではなく、そうした点にも触れつつ、自分なりの考えをもって所見を述べられることを期待する。

● (1)について

以下の方法が考えられる。(例)

○ 予定利率について想定よりも保守的に見込むことにより標準掛金を多く拠出しておくこと

○ 予定脱退率、予定昇給率、予定死亡率について、制度内容にも応じて保守的に見込むことにより標準掛金を多く拠出しておくことや洗い替えの頻度を多くすることで予定と実績との乖離を小さくすること

○ キャッシュバランス制度(CB制度)の指標の設定として、定率のものではなく、国債の利回り連動や積立金の運用実績に基づくものとするすることで、予定と実績との乖離を小さくすること

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 7 (2 枚目)

昇給率の算定にあたり、将来のベースアップを織り込むこと

リスク対応掛金を拠出しておくこと

次回再計算までに不足が見込まれる金額を特例掛金として拠出しておくこと

定例再計算のタームを短くすること

年金資産の評価として、数理的資産評価を導入すること

その他、以下のように、制度設計を変更することによって予定と実績との乖離リスクを極力小さくすることも考えられる。

運用実績連動型CBへ変更する

ポイント制への移行により、物価変動やベースアップ等の影響を受けない制度とする

終身年金を廃止し、死亡リスクを回避する

リスク分担型DBへ移行する

● (2) について

< 現行の財政運営基準の枠組みのままが良いと考える場合の論点 (例) >

以下のような論点が考えられるが、予定と実績との乖離が生じることに備えて諸対応が現状「出来る」かどうかといった観点だけでなく、予定と実績との乖離に備えて諸対応を「行わなければならない」かどうかといった観点に触れることが望ましい。

(5年に1度といったタームではなく) 年に1回、継続基準や非継続基準の財政検証を実施しており、積立不足が発生すれば特別掛金や特例掛金にて対処するルールとなっており、健全性は十分確保されている

財政悪化リスク相当額に係る特別算定方法設定を含め、リスク対応掛金拠出等健全性確保のための掛金拠出ニーズに様々応えられる仕組みが現状整っており、現状の枠組みで問題ないものと考えられる。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 7 (3 枚目)

○財政悪化リスク相当額に相当する額分の年金資産を積むべくリスク対応掛金の拠出を強制させるべきという論点はあるが、標準掛金等算定にあたり基礎率を保守的に見込んでいるものであり、リスク対応掛金を強制することはDBの普及を阻害しかねない。

○リスク分担型DBを実施すれば、給付額が自動調整され、健全性が確保されるものと考えられる。但し、加入者、受給権者あてに十分な説明は必要。

< 現行の財政運営基準の枠組みを一部改正するのが望ましいと考える場合の論点 (例) >

○死亡率については、将来の死亡率改善を織り込むようにして、予定と実績との乖離がより生じにくくなるようにしてはどうか。但し、過度に保守的な設定とする場合に、他制度掛金相当額を同一前提で算定するかどうかという論点はある。

○長寿化を踏まえ、保証期間の最大期間を20年から25年に延長してはどうか。

○過去勤務債務の償却期間の最短期間を3年から短くしてはどうか。最短期間を3年にしていいるのは過度な節税防止等によるものだが、早期償却による健全性確保の方がメリットが大きいのではないか。

○多くのDBで財政状態が改善していることも鑑みると、非継続基準に係る不足金拠出はより早期に拠出する仕組みとした方が良いのではないか。

○継続基準と非継続基準との整合性について改善の余地があるのではないか。特に、予定利率の設定が大きく異なっており、非継続基準の方が抵触しやすくなっている。例えば、十分余裕をもって継続基準に抵触しない場合は非継続基準の検証は不要としても良いのではないか。